

静 情 審 第 76 号
平成 17 年 3 月 25 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 16 年 1 月 14 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

農道整備事業に係る用地買収関連文書の非開示決定（文書不存在）に対する異議申立て（諮問第 126 号）

(別紙)

1 審査会の結論

静岡県知事が文書不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立てに係る経過

平成15年9月11日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、静岡県知事(以下「実施機関」という。)に対し、静岡県単独社会環境基盤重点農道整備事業に係る 地区における用地買収関連文書のうち、55件の文書について開示を請求し、同日、実施機関は当該開示請求書を受け付けた。

平成15年9月25日、実施機関は、開示請求のあった55件の文書うち、2件の公文書の開示決定を行い、残る53件の文書については条例第11条第2項(文書不存在)に該当するとの理由で非開示とする旨の決定を行い、異議申立人に通知した。

平成15年11月26日、異議申立人は、実施機関により非開示とされた53件の文書のうち、別表に掲げる22件の文書(以下「本件対象文書」という。)の非開示決定(以下「本件処分」という。)を不服として、行政不服審査法第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象文書の全部の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、重要な公文書の散逸の防止に努め、廃棄処分に当たっては選別に注意し、公文書の管理に十分注意しなければならないことから、本件対象文書は廃棄されずに存在しているはずである。

平成9年に県が推進した農道整備事業に協力したのは、それ以前から問題となっていた 市との土地の境界を巡る諸問題を解決することが条件であった。しかしながら、現在においても未だその問題は解決されておらず、当該事案は非常に重要であることから、本件対象文書は実施機関において当然作成されているはずであるし、また、廃棄されずに存在しているはずである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件対象文書のうち、別表に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、キ、ク、ケ、サ、シ、ス、テ、ト、ナ及びニの15件については、作成していないため存在しない。

本件対象文書のうち、別表に掲げるカ、コ、セ、ソ及びチの5件については、作成したがすでに当該公文書の保存期間が経過したことにより廃棄したため存

在しない。

本件対象文書のうち、別表に掲げるタ及びツの2件については、取得していないため存在しない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件対象文書について審査した結果、以下のように判断する。

本件対象文書について

本件対象文書は、静岡県単独社会環境基盤重点農道整備事業に係る 地区における用地買収関連文書のうち、平成7年2月から平成12年2月までの異議申立人に関する用地買収関連文書であり、具体的には、用地買収に係る土地境界立会関係文書、実施機関の職員の当該事務に係る出張に関する文書等である。

本件対象文書の存否について

実施機関は、文書不存在を理由に非開示決定を行っており、その具体的な理由は、廃棄したため存在しない、作成又は取得していないため存在しないとしていることから、これら非開示とした具体的な理由別に以下、本件対象文書の存否について検討する。

ア 廃棄したことの妥当性

本件処分のうち、別表に掲げるカ、コ、セ、ソ及びチの5件は、実施機関が廃棄したことを理由に存在しないと主張するものである。このうち、カ及びコの2件は、平成8年度における実施機関の職員の出張に係る旅行命令(以下「旅行命令」という。)であり、セ、ソ及びチの3件は、実施機関が農道整備事業を推進する際に買収する土地の面積等を確定するために実施した平成8年度の土地境界立会に係る確認書、公図の写し及び隣接地所有者一覧表(以下「土地境界立会確認書等」という。)である。

実施機関が行う文書管理について定めた当時の静岡県処務規程(昭和33年4月1日訓令甲第5号)(以下「当時の処務規程」という。)を確認したところ、実施機関が廃棄したとする5件の公文書は、当時の処務規程第68条に規定する保存種別第3種に該当すると考えられ、したがってその保存期間は、同規程第67条により、いずれも事案の処理が完結した年度の翌年度から起算して5年間と認められる。

また、当時の処務規程によれば、事案の処理が完結した文書(以下「完結文書」という。)は、当該完結文書の所属年度の翌年度の末日まで執務室内に保管し、その後も引き続き保管を必要とする完結文書については、原則として執務室外の文書を保管している書庫(以下「文書庫」という。)に置換えを行い、その際、置き換える完結文書の名称、保存期間等の情報を記録した文書保存カードを作成することとなっている。置き換えられた完結文書のうち、保存期間を経過したものを廃棄するときは、完結文書それ自体は廃棄するものの、作成した文書保存カードは廃棄の日から5年間保管することとなっている。一方、

業務において完結文書を常時使用する必要があるときは、文書の置換えを行わず、執務室内に継続して保管することができることになっている。この置換えを行わない完結文書を廃棄するときは、文書の置換えを実施していないため、文書保存カードは存在せず、特に廃棄するための決裁等を必要としていないことから、一般的には、廃棄後に当該廃棄を明示する文書は残らないこととなる。

なお、現在の文書管理の規定によれば、公文書を廃棄する場合は、その廃棄を行う公文書を特定した上で廃棄に係る決裁を要することとされている。

実施機関が廃棄したことを理由に不存在であることを主張する別表に掲げるカ、コ、セ、ソ及びチの5件のうち、カ及びコの旅行命令については、実施機関は、旅行命令に係る文書保存カードを作成した上で公文書の置換えを行い、その後、当該事案の処理が完了してから5年以上を経過した平成14年4月に旅行命令それ自体は廃棄したものの、当該廃棄の日からまだ5年は経過していないことから、旅行命令に係る文書保存カードは存在すると説明する。旅行命令については、実施機関の職員の出張が平成8年度中に完了していることから、同年度に事案の処理は完結したと認められ、その翌年度からすでに5年を経過していること、また、当審査会が、実施機関の意見陳述の場において、旅行命令に係る文書保存カードの提示を受け確認したところ、旅行命令に係る文書保存カードは、公文書の廃棄を明示的に証明するものとして認められる。これらことからすれば、実施機関が廃棄したとする説明はこれを是認することができ、よってカ及びコの旅行命令については、実施機関は、現在これを保有していないものと認められる。

また、セ、ソ及びチの土地境界立会確認書等については、実施機関は、事務の必要により公文書の置換えを行わず継続して執務室内に保管し、その後、当該事案の処理が完了してから5年以上を経過した平成15年6月に土地境界立会確認書等を廃棄したものの、土地境界立会確認書等の廃棄を明示的に証明するものは残っていないことから、念のため執務室内及び文書庫を探索したが、土地境界立会確認書等の存在はやはり確認できなかったと説明する。土地境界立会確認書等については、土地境界立会を実施した翌年度に用地の買収が完了していることから、いずれも平成9年度に事案の処理は完結したと認められ、その翌年度からすでに5年を経過していること、また、土地境界立会に係る他の同種の事務又は事業に関する公文書も、通常、同様に取り扱われていること、加えて、土地境界立会確認書等の廃棄は、当時の処務規程に則り行われたことが認められる。これらことからすれば、実施機関が廃棄したとする説明に特段不自然、不合理な点は見当たらず、よってセ、ソ及びチの土地境界立会確認書等についても実施機関は、現在これを保有していないものと認められる。

イ 作成又は取得していないことの妥当性

本件処分のうち、別表に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、キ、ク、ケ、サ、シ、ス、タ、ツ、テ、ト、ナ及びニの17件は、実施機関が作成又は取得していな

いことを理由に存在しないと主張するものである。このうち、夕及びツの2件は取得していないために存在しないとするもので、残る15件は作成していないために存在しないとするものである。

当時の処務規程によれば、実施機関が文書を作成又は取得していないとする17件のうち、キ、サ及びナの3件の復命書の作成については、出張の用務が終って帰庁したときは、復命書を提出しなければならない旨の規定があるものの、用務が軽易である場合においては、上司に対し口頭による報告でよいことになっている。その他14件の文書の作成又は取得については、特に定めはなく、いずれも当該文書は、実施機関の事務の必要に応じて作成又は取得されるべきものであると考えられる。また、口頭によるか否か、作成又は取得の必要性等については、その都度、実施機関により判断されてきたものと理解され、またそうするものとされてきたものと考えられる。

しかしながら、現時点において、その判断を推測するものはないことから、実施機関は、当時の事務担当者からの事情聴取や執務室内や文書庫を調査しており、その結果、公文書として作成及び取得していないこと、文書庫等に存在しないことが確認されている。

そうであるなら、実施機関が作成又は取得していないとする17件の文書について、いずれの文書も存在しないという実施機関の説明は首肯できるものであり、よって実施機関は当該17件の文書を保有していないものと認められる。

異議申立人のその他の主張について

異議申立人の意見書によれば、本件対象文書のうち、別表に掲げるアについて、実施機関は「打合せメモ」を特定したが、開示請求した文書は「打合せメモではなく、概要である。」と主張するため、当審査会において実施機関及び異議申立人の意見陳述において、当該文書の内容等について双方に確認したところ、異議申立人が請求した文書と実施機関が特定した文書とでは、名称にこそ違いがあるものの、内容については同じものを指していることが確認できたことから、特に実施機関の行った文書の特定については問題がないものと判断する。

また、異議申立人は、文書が存在するという自己の主張を証するため意見陳述において、当審査会に28件の資料を提出した。当該資料は、以前から異議申立人自らが所有していたものから、異議申立人の買収された土地が存する市に対し、平成15年に情報公開請求したことにより入手したものまで多様であり、その一部には本件対象文書の一部の写しが含まれていると主張した。当審査会がこれらの資料を見分したところ、一部の資料に実施機関の職員が作成したと思われる文書が見つかったが、当該文書の体裁、内容等からして当該文書が直ちに公文書であるとは判断し難く、仮に、体裁、内容等が整った文書が公文書として、実施機関に当時存在していたとしても、作成時期、保存期間等を考慮すれば、すでに廃棄されているものと考えられ、また、実施機関が行った文書庫等の調査においてもそのような文書は発見できなかったことから、これらの資料は、当審査

会の上記判断を左右する証拠とはなり得ないものと判断する。

なお、異議申立人は、この外、28件の提出した資料等を基に、自己が所有していた土地の境界に係る自己の主張の正当性や交渉時等における県の対応への不満等を主張するが、当審査会は文書の開示、非開示を審議するものであり、異議申立人の上記主張は、本件対象文書に関する当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

記号	本件対象文書の名称
ア	平成7年2月2日 県営地方特定農道緊急整備事業 南部地区打合せメモ
イ	平成7年4月26日 土地境界立会
ウ	平成7年4月26日 土地境界立会確認書
エ	平成8年6月 市水路の境界について
オ	平成8年6月25日 法律相談
カ	平成8年10月4日 旅行命令
キ	平成8年10月4日 復命書
ク	平成8年10月4日 報告書
ケ	平成9年1月28日 立会通知書
コ	平成9年2月4日 旅行命令
サ	平成9年2月4日 復命書
シ	平成9年2月4日 報告書
ス	平成9年2月4日 杭打ち後の図面
セ	平成9年2月6日 土地境界立会確認書
ソ	平成9年2月6日 公図写し
タ	平成9年2月6日 登記簿謄本
チ	平成9年2月6日 隣接地所有者等一覧表及びその公図の写し
ツ	平成9年2月6日 欠席者の委任状（印鑑証明書付）
テ	平成12年2月頃 立会い、補償に対する回答
ト	平成12年2月頃 立会い、補償に対する話合い
ナ	平成12年2月15日 復命書
ニ	平成12年2月15日 報告書

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 16 年 1 月 14 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 16 年 2 月 24 日	異議申立人からの意見書を受け付けた。	
平成 16 年 12 月 21 日	審議、第一部会へ付託	第 168 回
平成 17 年 1 月 25 日	第一部会において審議、 異議申立人及び実施機関の意見陳述を聴取	第 169 回
平成 17 年 2 月 24 日	第一部会において審議	第 170 回
平成 17 年 3 月 25 日	第一部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議（答申）	第 171 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 168 回～第 171 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 168 回～第 171 回
小 野 森 男	弁護士	第 168 回～第 171 回
佐 藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 168 回、第 171 回
田 中 克 志	静岡大学 人文学部教授	第 168 回、第 171 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 常務取締役	第 168 回、第 171 回